

## 第6章

# 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

### 第1節 政府の総合的な取組

#### 1 環境保全経費

各府省の予算のうち環境保全に係る予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行って各府省に示すとともに、環境保全経費として取りまとめました。平成26年度予算における環境保全経費の総額は、1兆7,182億円となっています（表6-1-1）。

表6-1-1 環境保全経費一覧

(単位：百万円)

	25年度 予算額	26年度 予算額	比較増△減
地球環境の保全	491,593	495,466	3,872
生物多様性の保全 及び持続可能な利用	139,909	137,887	△ 2,022
物質循環の確保と 循環型社会の構築	193,551	98,224	△ 95,327
水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	71,207	92,312	21,106
大気環境の保全	230,212	203,056	△ 27,156
包括的な化学物質 対策の確立と推進	6,736	6,112	△ 624
放射性物質による 環境汚染の防止	697,995	556,850	△ 141,145
各種施策の基盤 となる施策等	101,408	128,334	26,926
合計	1,932,610	1,718,242	△ 214,369

注1：端数処理（百万円未満四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合がある。

2：表中の計数には特別会計を含む。

3：複数の区分に該当する予算要求については、便宜上、主要区分による集計を行っている。

資料：環境省

#### 2 政府の対策

##### (1) 環境基本計画の進捗状況の点検

中央環境審議会は、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、政府に報告しています。平成25年は、第四次環境基本計画の第1回目の点検として、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」の分野及び東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項における施策の進捗状況を点検しました。その点検結果については、25年12月の閣議において報告しました。

「第1回点検結果」 [http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/plan\\_4\\_check.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4_check.html)

##### (2) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

化学物質による健康や生態系への影響、地球温暖化による環境への影響など、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることを理由に対策を遅らせず、知

見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、第四次環境基本計画においても「環境政策における原則等」として、位置づけられており、さまざまな環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、第四次環境基本計画に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

## 第2節 経済・社会のグリーン化の推進

### 1 経済的措置

#### (1) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付。地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

#### (2) 税制上の措置等

平成25年度税制改正において、[1] 税制全体のグリーン化の推進、[2] 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の延長・拡充、[3] コージェネレーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設、[4] 住宅ローン減税の延長・拡充、[5] 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特例控除制度の延長・拡充、[6] 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除の控除額に係る特例制度の延長・拡充、[7] 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置の延長、[8] バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税の課税標準の特例措置の延長、[9] 低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長、[10] 廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮、[11] 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例の延長、[12] 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充、[13] 被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長等の措置を講じました。

#### (3) 地方公共団体における環境関連税の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税については、27の都道府県及び1の政令市で導入されています。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違え、森林整備等を目的とする税が33の県及び1の政令市で導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に

充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

## 2 環境配慮型製品の普及等

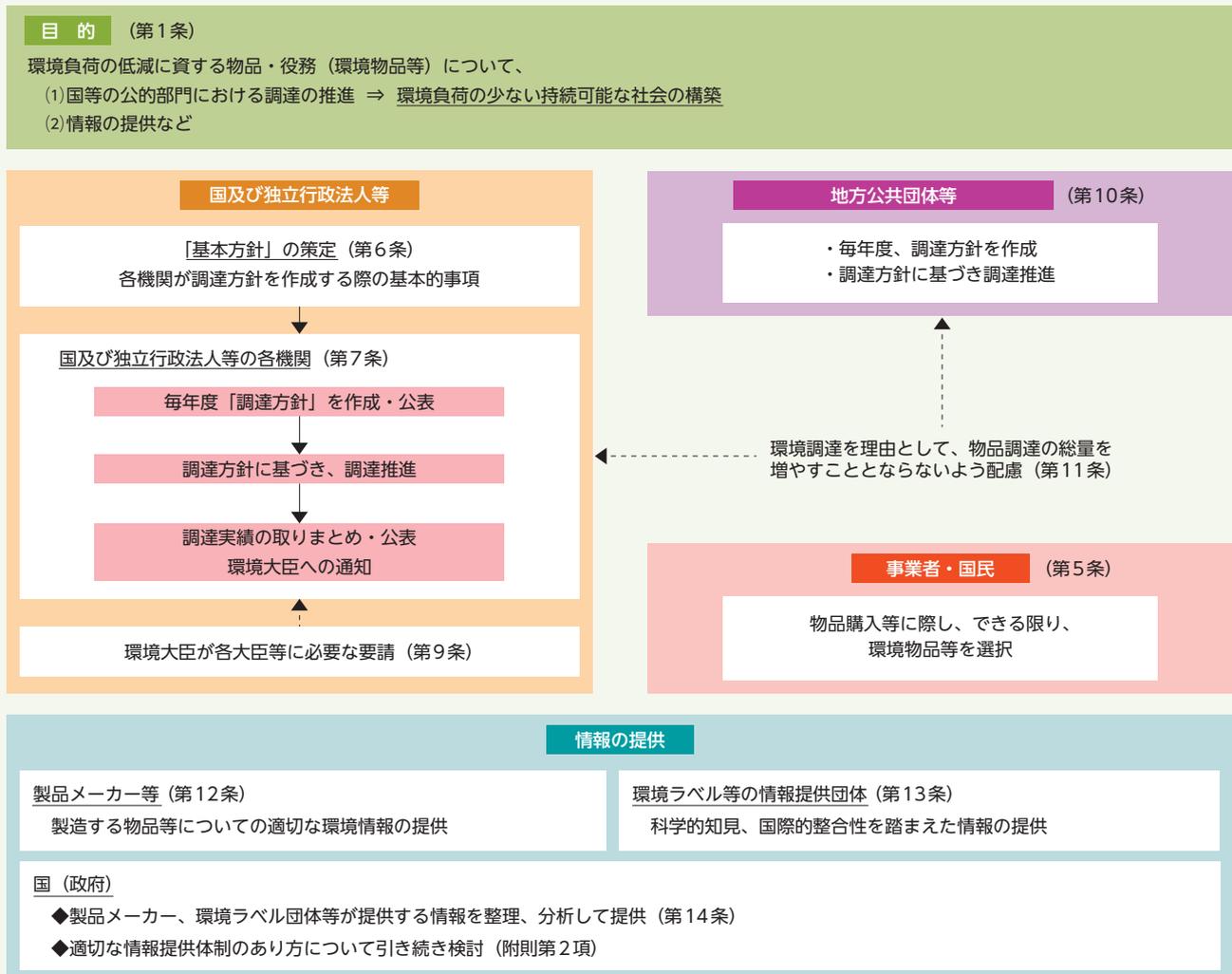
### (1) グリーン購入

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、調達方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました（図6-2-1）。

また、グリーン購入の取組をさらに促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

また、地方公共団体等でのグリーン購入の推進のために策定した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改訂し、普及・啓発を行っています。

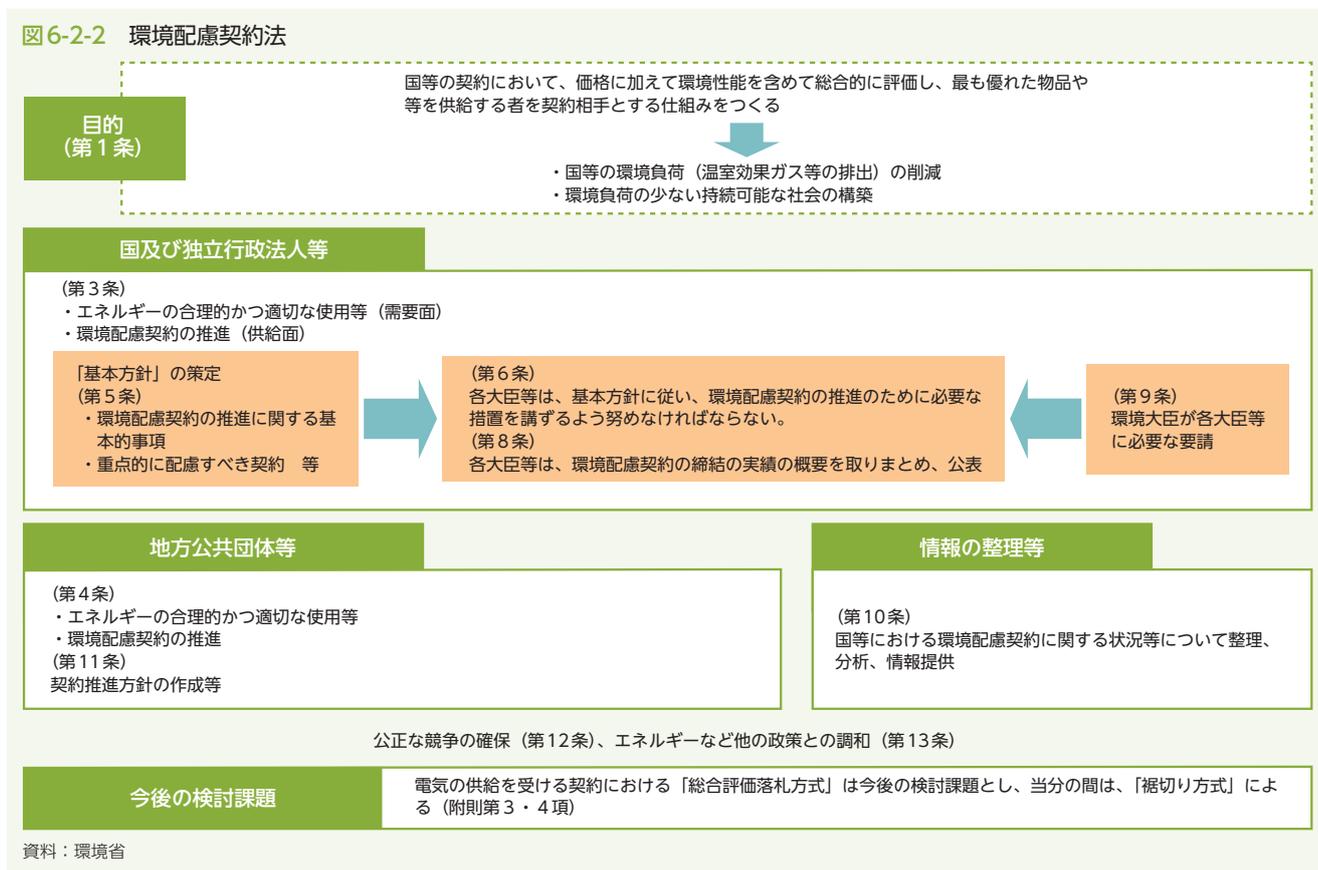
図6-2-1 グリーン購入法



資料：環境省

## (2) 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました（図6-2-2）。



また、環境配慮契約の取組をさらに促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

また、地方公共団体等での環境配慮契約の推進のために策定した「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を改訂し、普及・啓発を行っています。

## (3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプⅠ環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成26年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は57、認定商品数は5,372となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプⅡ環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理、分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。また、適切な環境表示のあり方をまとめた「環境表示ガイドライン」を活用し、普及・啓発を行いました。製品の環境負荷を定量的に表示するタイプⅢ環境ラベル（ISO14025準拠）にはカーボンフットプリント（CFP）制度等があり、平成26年3月末現在のCFP認定製品数は554件となっています。

さらに、国際的なグリーン購入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度の調和を図るため、世

界各国の環境ラベルに関する調査を行いました。

#### (4) 標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、平成25年度は、JIS C4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ）などの省エネ関連のJIS制定や、回収骨材の利用等環境に配慮したJIS A5308（レディーミックストコンクリート）の改正などを行った。また、JIS A5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）など9つのJIS製品規格及び4つのJIS測定方法がグリーン購入法に基づく「特定調達品目及びその判断の基準等」に追加され、調達基準として活用されることとなった。

#### (5) ライフサイクルアセスメント（LCA）

政府は、原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で環境に与える影響を定量的に分析・評価するLCAの手法を活用して、製品のライフサイクル全体で排出される温室効果ガス排出量を算定し、消費者に分かりやすく表示するカーボンフットプリント試行事業を平成21年より実施し、平成23年3月末現在でPCR（商品種別算定基準）の数は73、認定商品数は469となっています。

#### (6) 住宅エコポイント

一定の省エネ基準を満たすエコ住宅の新築、二重サッシ化や複層ガラス化などの窓の断熱改修、外壁や天井等への断熱材の施工といったエコリフォーム、及びエコリフォームに併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）等に対して、多様な商品等と交換できるポイントを発行する住宅エコポイント事業を実施しました。その後、平成23年10月から、東日本大震災の復興支援も目的として制度を再開し（復興支援・住宅エコポイント）、エコリフォームとあわせて行うことでポイントの発行対象となる工事等に耐震改修やリフォーム瑕疵保険への加入を追加したほか、発行されたポイントの半分以上を復興支援商品に使うこととしました。復興支援・住宅エコポイント制度における対象工事の着工・着手期間は、平成24年10月末で終了しており、住宅エコポイント制度とあわせて、平成26年3月末現在で約187万戸の申請がありました。

### 3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

#### (1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムの意義について情報提供等を行い、幅広い事業者への普及を図りました。また、中小事業者向けに策定された「エコアクション21」をより多くの事業者に取り入れてもらうため、同制度の簡易版の検討を行いました。この結果、平成26年3月末現在、環境マネジメントシステムISO14001の認証登録件数は約2万件、エコアクション21の認証登録件数は約8,000件となりました。また、CO<sub>2</sub>削減に特化した、中小企業にも着手しやすい簡素な環境経営のプログラムの設計を検討しました。

#### (2) 環境会計

環境会計については事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資するため、さらなる環境会計の促進と質の向上に向けて環境会計ガイドライン改訂の検討を実施しました。

### (3) 環境報告書

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています（図6-2-3）。環境報告書の作成・公表及び利用活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の

図6-2-3 環境配慮促進法の概要



資料：環境省

環境報告書を一覧できるサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、民間企業・団体の環境報告書を検索可能な形で搭載したサイトとして「環境報告書プラザ」を運用しました。

あわせて、近年の環境報告書へのさらなるニーズを踏まえ、環境報告書作成者等に分かり易く説明した「環境報告書の記載事項の手引き」と、環境報告書の確からしさを担保する「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」の改訂を行いました。

また、環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。

そのほか、環境情報の比較可能性等を高めるため、XBRLを活用した情報データベースの試行的な構築を実施しました。

#### (4) 公害防止管理者制度

各種公害規制を遵守し、公害防止に万全を期すため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）によって、一定の条件を有する特定工場には、公害防止組織の整備として、公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者及び公害防止に関する技術的な事項を管理する国家資格を有する公害防止管理者等を選任し、都道府県知事等への届出が義務付けられています。

資格の取得方法は、国家試験の合格、または資格認定講習の修了の2種類があり、国家試験は、昭和46年度から実施され、平成25年度の合格者数は5,407人、これまでの延べ合格者数は34万5,184人です。

また、資格認定講習は、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、昭和47年度から実施され、平成25年度の修了者数は2,161人、これまでの修了者数は26万6,161人です。

#### (5) 効果的な公害防止の取組の促進

近年の環境問題の多様化や激甚な公害の対応を担ってきた職員の退職等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が変化しており、こうした中で、依然として、水質汚濁防止法においては、排出基準超過等による改善命令が12件、文書による行政指導が2,880件、大気汚染防止法においては、改善命令等が6件、文書による行政指導が2,205件発出されている（平成23年度施行状況調査）ことから、事業者や地方公共団体における効果的な公害防止対策の推進の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、改正された大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）が平成23年4月に全面施行され、事業者による測定結果の保存が新たに義務付けられるとともに、測定結果の未記録や改ざん等への罰則が強化されました。また、水質汚濁防止法については、事故時の措置の対象物質として新たに52の指定物質を定めるなど拡充がなされました。

平成24年6月に、地域の事業者・地域住民・地方自治体の3者による地域社会の連携の望ましい在り方について示した「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定しましたが、平成25年度には、これら一部自治体から提供を受けた先進事例等を取りまとめ、各自治体に対して参考事例として紹介しました。

#### (6) 温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に関する標準化

温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に対する要求事項に関する国際規格（ISO14066）の平成23年4月発行をうけて、日本工業規格（JIS）を平成24年3月に発行しました。

## (7) ICT利活用による環境負荷軽減の効果の評価手法

ICT製品・ネットワーク・サービスを対象として、「物の消費」や「人の移動」、「物の移動」等、ICTに特有の「8つの活動項目」について、それぞれ「原材料取得」「製造」「使用」「廃棄/リサイクル」にいたるライフサイクル全体にわたって、環境負荷（CO<sub>2</sub>排出量）を算出し、ICT利活用による環境負荷軽減の効果を評価する「ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法（L.1410）」が平成24年3月にITU-T勧告となりました。

## 4 環境金融の促進

民間資本を環境分野への投資に誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

### (1) 環境関連事業への投融資の促進

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成し、出資を行いました。

また、低炭素機器をリースで導入した場合のリース事業者に対するリース料の助成事業を引き続き実施したほか、再生可能エネルギー事業への融資実績の乏しい地域金融機関において、融資審査の際に活用する、事業性評価の手法等を解説した手引き（太陽光発電事業編）を作成しました。

日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

### (2) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

金融機関が企業の環境配慮の取組全体を評価しその評価結果に応じて低利融資を行う環境格付融資や、事業に伴う環境リスクについて融資先に調査を求め、環境配慮の実施を確認する環境リスク調査融資を促進するとともに、温暖化対策に資する設備投資に加速するため、利子補給により支援する事業を実施しました。

### (3) 環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」（平成26年3月31日現在189機関が署名）について、引き続き事務局として支援を行いました。また、投融資判断に資する企業の環境情報の提供促進について検討を行いました。

## 5 その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成24年の市場規模は約

86兆円、雇用規模は約243万人となっています（表6-2-2）。前年（平成23年）はそれぞれ約82兆円、約236万人と推計されており、市場規模、雇用規模ともに増加傾向が示唆され、世界的な金融危機後の回復基調が続いているものと考えられます。

また、平成22年12月より、年に2回、企業を対象に、環境ビジネスの景況感等についての調査を行う「環境経済観測調査」を行っています。

平成25年12月の調査結果によると、環境ビジネス実施企業の環境ビジネスに係る業況DI<sup>\*</sup>は「17」と、前回の平成25年6月調査の業況DI「15」よりも増加し、他のビジネス実施企業も含めた調査対象企業の業況DI「9」との比較でも大きく上回っており、引き続き業況は好調さを維持しています。また、前回調査同様、先行きについては、半年先、10年先ともに引き続き良くなるとの見通しを維持しており、特に「地球温暖化対策」分野の業況DIが、全体を牽引しています。

※DI：Diffusion Index。「良い」と回答した割合－「悪い」と回答した割合、%ポイント。

表6-2-2 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

市場規模（兆円）		雇用規模（万人）	
平成12年	平成24年	平成12年	平成24年
58	86	175	243

資料：環境省

## 6 社会経済の主要な分野での取組

### (1) 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定促進・ネットワーク化や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等の整備に関する支援を引き続き行いました。

また、化学肥料、化学合成農薬の5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行うとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等の支援、施設の整備に関する支援を行いました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、堆肥化施設等の施設整備を推進し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく適正な管理を確保するとともに、堆肥化による農業利用や、エネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備や炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、種を組み合わせた養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

### (2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措

置法（平成4年法律第70号）に基づく自動車使用の合理化の指導等を実施しました。また、同法による車種規制の円滑な施行を図るため、担保要件の緩和を含む政府系金融機関による低利融資等の普及支援策を講じました。

## ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、大型車について低公害性の抜本的な改良を目指すため、高効率ハイブリッドトラック、電気・プラグインハイブリッドトラック、バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス等の技術開発等を進めました。

また、交通分野において、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究として、小型ソーラー水素ステーションと燃料電池車を組み合わせたCO<sub>2</sub>排出ゼロシステム開発等を行いました。

さらに、車両導入に対する各種補助、自動車税のグリーン化及び自動車重量税・自動車取得税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を講じ、低公害車のさらなる普及促進を図りました。

## イ 交通管理

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ正確に提供しました。また、交通公害低減システム（EPMS）を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、道路交通情報通信システム（VICS）車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

## ウ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、通勤交通グリーン化の推進のため、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及・促進を図り、平成26年3月末現在で645事業所を認証するなど、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

## 第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

### 1 グリーン・イノベーションの推進

#### (1) 環境研究・技術開発の実施体制の整備

##### ア 研究開発の総合的推進

第4期科学技術基本計画（計画年度：平成23～27年度）では、科学技術政策と科学技術の成果を新たな価値創造に結びつけるイノベーション政策とを一体化した科学技術イノベーション政策を全面に押し出し、従来の「分野別推進戦略」から国が取り組むべき政策課題をあらかじめ設定する「課題解決型推進戦略」に転換しています。環境・エネルギー分野でのイノベーションを目指すグリーン・イノベーションでは、エネルギーの安定確保、気候変動問題への対応を喫緊の課題としています。

グリーン・イノベーションでは、まず目指すべき社会の姿を「自然と共存し持続可能な環境・エネルギー先進国」とし、次にその実現に必要な政策課題を、クリーンエネルギー供給の安定確保、分散エネルギーシステムの拡充、エネルギー利用の革新、社会インフラのグリーン化、と設定しています。さらに、例えば政策課題「社会インフラのグリーン化」の解決のために最優先で進めるべき重点的取組としては「地域特性に応じた自然共生型のまちづくり」を設定するという手順で、個別施策の提示の前に全体設計をしています。

また、平成22年からの5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推進方を示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）については、平成25年度が中間年に当たることから、単年度の進捗のみならず、平成22年以降の約3か年における実施状況をフォローアップし、その着実な推進を図りました。

##### イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

###### (ア) 独立行政法人国立環境研究所

独立行政法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた第3期中期目標（平成23～27年度）と第3期中期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、また、政策貢献型の研究機関としての役割を果たすため、環境研究の柱となる8の研究分野（[1] 地球環境研究分野、[2] 資源循環・廃棄物研究分野、[3] 環境リスク研究分野、[4] 地域環境研究分野、[5] 生物・生態系環境研究分野、[6] 環境健康研究分野、[7] 社会環境システム研究分野、[8] 環境計測研究分野）を設定し、それらを担う研究センターにおいて、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に研究を推進しました。特に、課題対応型研究としては、緊急かつ重点的な研究課題や次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題として、10の研究プログラムを推進しています。さらに、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備として、地球環境モニタリングや、「子どもの健康と環境に関する全国調査」の総括的な管理・運営等を進めました。また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。

東日本大震災等の災害と環境に関する研究として、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理処分技術・システムの確立や、放射性物質の環境動態解明、放射線被ばく量の評価、生物・生態系への影響評価、災害後の地域環境の再生・創造等に関する調査・研究を実施しました。

###### (イ) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するた

め、外部委員による評価と水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成22年8月に「中期計画2010」を策定し、[1] メチル水銀の健康影響に関する調査・研究、[2] メチル水銀の環境動態に関する調査・研究、[3] 地域の福祉の向上に貢献する業務、[4] 国際貢献に資する業務の4つの重点分野について研究及び業務を推進しました。

特にメチル水銀の健康影響に関して、脳磁計（MEG）・磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用した臨床研究を地元医療機関との共同研究により実施した他、水銀に関する水俣条約に対応した国際貢献を積極的に進め、開発途上国に対する研究者の派遣を行いました。

また、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒトへの健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技術を中心とした研修を実施し、WHO研究協力センターとしての役割を果たしました。

あわせて、これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターホームページ（<http://www.nimd.go.jp/>）上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

## ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省において、先進環境材料分野、植物科学分野、環境情報分野、北極気候変動分野において大学等のネットワークを構築し、組織横断的な教育・研究活動や施設・設備の共同利用、産学連携プラットフォームの構築等を推進しました。大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を横断的に取り入れた地球環境問題の解決に資する研究プロジェクトの推進や科学研究費助成事業による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するほか、環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図ります。

## (2) 環境研究・技術開発の推進

環境省に一括計上した平成25年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、2府省4試験研究機関等において、長期継続的環境観測、各府省における行政施策への反映が期待できる研究について、合計4の試験研究課題を実施しました。

「環境研究総合推進費」では、環境政策への貢献をより一層強化するため、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）の構成に沿った評価委員会の組織再編、審査時の「行政ニーズへの適合性」評価の強化等に取り組みました。重点施策としては、戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究－地球の限られた資源と環境容量に基づくポスト2015年開発・成長目標の制定と実現へ向けて－」を開始しました。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関において実施すべき研究を、「地球環境保全試験研究費」により効果的に進めました。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、ムーブメント信号制御方式による信号制御高度化モデル事業の効果測定を実施しました。

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる風速や温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダー技術、大気微量物質等を計測する高周波センシング技術、天候等

に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価に基づく地球温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価法の開発を引き続き推進しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた被災地における営農の早期再開のため、関係府省が連携して、物理的手法や化学的手法による農地土壌の放射性物質除去技術や作物の種類に応じた農作物への放射性物質吸収抑制技術の開発を実施するとともに、その効果を実証し、成果が得られたものについて順次公表しました。また、開発された農地除染技術をさまざまな現地条件において工事実施レベルで実証し、その結果について取りまとめ、「農地除染対策の技術書」等として平成24年8月に公表しました。さらに、東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資するCO<sub>2</sub>の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥有効利用等の新技術の開発と普及を推進しました。また、船舶からの大気汚染防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO<sub>x</sub>等を大幅削減する環境にやさしい船用エンジンの排出ガス後処理装置（SCR触媒）に係る認証方法技術の確立に向けた研究を行いました。

文部科学省と経済産業省は連携して、「元素戦略/希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進しました。文部科学省は「元素戦略プロジェクト」の中で、物質・材料の特性・機能を決める元素の役割を解明し利用する観点から、希少元素をユビキタス元素で代替し新しい材料の創製につなげる研究開発を現在も継続して推進しています。一方、経済産業省は、「希少金属代替材料開発プロジェクト」で、液晶パネル等に使用される透明電極向けインジウム、希土類磁石向けジスプロシウム及び超硬工具向けタングステンの代替/使用量低減に向けた技術開発を実施しました。また、文部科学省は太陽光で水を分解して水素を得る光触媒の開発や、セルロースなど植物の非可食部位を分解し糖に変換する固体酸触媒の開発を進めています。さらに、経済産業省では、環境制約、資源制約克服を目指し、都市資源の大規模・高効率回収、再資源化を推進するため、使用済製品の混合破砕プラスチックを素材別に高速自動識別する技術開発等を助成しました。

### (3) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発・実証研究事業」において、環境対応自動車におけるリチウムイオン電池の長寿命化に関する技術開発など、全体で65件の技術開発・実証研究事業を実施しました。

先端的低炭素化技術開発事業では、抜本的な温室効果ガスの削減を実践するため、従来技術の延長線上に

ない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究開発を、引き続き幅広く公募によりシーズを発掘し、競争的環境下で推進しました。

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を実施するとともに、分離回収したCO<sub>2</sub>を地中へ貯留する二酸化炭素回収・貯留（CCS）に係わる技術開発を実施しました。

総務省が行った実証実験等の成果が盛り込まれた、データセンターにおける空調システムの省エネルギー対策「グリーンデータセンターのベストプラクティス（L.1300）」が平成23年11月にITU-T勧告となりました。

先進的な環境技術の普及を図る「環境技術実証事業」では、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）など従来実施している分野に加えて、中小水力発電技術分野を対象とし、計9分野において対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ホームページや展示会等での紹介を行いました。

地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費に係る研究成果については、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果等を公開しています。

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業についても、ホームページにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

## 2 官民における監視・観測等の効果的な実施

### (1) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム（GCOS）の地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、独立行政法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行っています。独立行政法人国立環境研究所では、沖縄県波照間島等で温室効果ガスの測定を行っているほか、航空機・船舶を利用した大気中及び海洋表層における温室効果ガスの測定や陸域生態系における二酸化炭素収支の測定を行っています。気象庁では、WMOにおける全球大気監視（GAW）計画の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っているほか、航空機による北西太平洋上空の温室効果ガスの定期観測を行っています。さらに、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第53次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。また、北極海域における大気・海洋観測の強化や環境予測システムの構築等を図る北極気候変動プロジェクトを推進しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3,000個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「Argo計画」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、

海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動をさらに精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、熱帯降雨観測衛星（TRMM）搭載の我が国の降雨レーダ（PR）や米国地球観測衛星（Aqua）搭載の我が国の改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-E）から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の観測データの検証、解析を進め、全球の温室効果ガス濃度分布や月別・地域別の二酸化炭素の吸収・排出量の推定結果の一般提供を行いました。さらに、平成29年度打ち上げを目指し、観測精度と密度を飛躍的に向上させた「いぶき」の後継機の開発を平成24年度から実施しています。

我が国における地球温暖化に係る観測を、統合的・効率的に実施するため、環境省と気象庁は共同で地球観測連携拠点（温暖化分野）の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進するとともに、全球予測結果の高精細化や不確実性の低減等のための研究開発を推進しました。

さらに、観測・予測データの収集からそれらのデータの解析処理を行うための共通プラットフォームの整備・運用を実施するとともに、具体的な適応策の提示までを統一的・一体的に推進することにより、温暖化に伴う環境変化への適応策案に貢献する研究開発を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成25年度は、「アジア陸域の指標生態系における温暖化影響の長期モニタリング研究」課題を開始しました。

## (2) 技術の精度向上等

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、水質試料1（重金属類）、水質試料2（ノニルフェノール等）及び底質試料（有機塩素化合物及び重金属類）を調査試料として、環境測定分析統一精度管理調査を実施しました。

## 3 技術開発などに際しての環境配慮等

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、事業者から提出される浄化事業計画の、同指針適合確認に関する業務を実施しました。

## 第4節 国際的取組に係る施策

### 1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、[1] 国際機関の活動への支援、[2] 条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3] 諸外国との協力、[4] 開発途上地域への支援を積極的に行っています。

## (1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

### ア 多国間の枠組みによる連携

#### (ア) 国連を通じた取組

##### a 国連持続可能な開発会議（リオ+20、UNCSD）における取組

2012年（平成24年）6月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、持続可能な開発目標（SDGs）に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受け、2013年（平成25年）1月、30名の専門家からなるオープン・ワーキンググループ（OWG）が設置されました。2013年（平成25年）3月から2014年（平成26年）2月にかけて計8回のOWGが開催され、我が国も、ネパール及びイランと一つの議席を分け合う形で各会合に出席し、各テーマの下で我が国が重視する取組等について発言する等、議論に貢献しました。また、環境研究総合推進費により2013年度（平成25年度）から開始した「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」等では、各分野の研究者が共同で、指標、開発、ガバナンスといった側面について、学際的な研究を行っており、公開シンポジウムを開催するなど多様な視点からSDGsへの議論がなされました。

##### b 国連環境計画（UNEP）における活動

我が国は、創設当初から一貫して国連環境計画（UNEP）の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、2013年（平成25年）は約280万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。UNEP強化策の一つとして、2012年（平成24年）6月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書「我々が望む未来」（“The Future We Want”）において、管理理事会は「国連環境総会」（UNEA：United Nations Environment Assembly）と名称が改められ、すべての国連加盟国が参加する第1回会合が2014年（平成26年）6月23～27日にナイロビで開催されることとなりました。なお、我が国は2011年（平成23年）2月より、国連環境総会の副議長を務めています。

大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（IETC）に対しては、2013年（平成25年）は約160万ドルを拠出する等財政的な支援を実施するとともに、IETCが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備及び発信や廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップへの協力等を行い、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。なお、IETCへの拠出金に関しては、2012年（平成24年）6月に行われた環境省行政事業レビューにおいて抜本的に見直しを行うべきという委員からの指摘がありました。これを受け、環境省では、外部有識者検討委員会を設置し、同委員会によって7月に取りまとめられた提言を受け、IETCの協力体制の強化を目的として、IETCと密接に協働し、国内外のさまざまなステークホルダーと連携するための機能を有する「コラボレーティングセンター」の設立に向けてUNEPとの協議を行っています。

また、UNEPアジア太平洋地域事務所が実施する「気候変動に強靱な発展支援プログラム」への拠出を通して、アジア太平洋地域の途上国に対し適応基金へのダイレクトアクセスの能力開発を行いました。2013年（平成25年）11月の気候変動枠組条約第19回締約国会議に際しては、環境大臣が世界適応ネットワーク（GAN）の名誉共同議長にUNEP事務局長とともに就任し、活動を開始しました。

##### c 世界水の日

2014年（平成26年）3月21日（金・春分の日）に、東京・国連大学で、国連水関連機関調整委員会（UN-Water）主催の「2014年世界水の日記念式典」が開催されました。

国連では、1993年から毎年3月22日を水資源の開発・保全に関して普及啓発を行う日として「世界水の日」と定めており、国連機関が主催する「世界水の日」の主要記念式典としては、日本で初めての開催となりました。

本式典では、「国連水と衛生に関する諮問委員会」名誉総裁である皇太子殿下のお言葉に続き、太田国土交通大臣、石原外務大臣政務官が基調講演を行うとともに、持続可能な開発目標に関するハイレベルパネル、世界水発展報告書の発表式、国連「命のための水（Water for Life）」大賞授賞式などが行われ、水とエネルギーに関する議論がなされました。

#### (イ) 世界気象機関（WMO）における取組

我が国は、WMOの全球気象監視計画（WWW）、世界気候計画（WCP）、大気研究・環境計画（AREP）などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。2012年（平成24年）10月に開催された世界気象会議（WMO総会）2012年臨時会合において、我が国も策定に参画してきた、気候サービスのための世界的枠組み（GFCS）の実実施計画が承認され、また、気候サービスのための政府間委員会の設立が決まりました。また、気象庁はWMOの地域気候センター（RCC）を運営しており、2012年（平成24年）11月には天候監視情報作成に関する研修セミナーを開催するなど、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について貢献しました。

#### (ウ) 経済協力開発機構（OECD）における取組

我が国は、2012年（平成24年）1月からOECD環境政策委員会の副議長を務めるなど、OECD環境政策委員会及び関連作業部会の活動に積極的に参加しています。

#### (エ) 主要国首脳会議（G8サミット）における取組

2013年（平成25年）6月にイギリスで開催されたG8ロック・アーン・サミットでは、気候変動が議題として取り上げられました。G8首脳は、気候変動を増大する地球規模の経済及び安全保障上のリスクに寄与する要因として認識し、国際的な気候政策と持続可能な経済発展は互いに補強しあうものであることを想起しつつ、この課題及び関連するリスクにより良く対応するための手段を検討することで一致しました。

#### (オ) アジア・太平洋地域における取組

##### a 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2013年（平成25年）5月に、北九州市において第15回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM15）を開催し、各国の環境政策の進展、地球規模及び地域の環境課題、環境協力に係る三カ国共同行動計画の進捗等について意見交換を行い、大気汚染について新たに三カ国による政策対話を設置すること等に合意しました。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組の下で、日中韓環境産業円卓会議、日中韓合同環境研修、日中韓環境教育ネットワークにおけるシンポジウム等のプロジェクトを実施しました。

##### b 日ASEAN閣僚級環境協力対話及びASEAN+3（日中韓）環境大臣会合

2013年（平成25年）9月に、インドネシア・スラバヤにおいて第12回ASEAN+3環境大臣会合が開催されました。また、あわせて初めての日ASEAN閣僚級環境協力対話を開催しました。これらの会合では、2013年（平成25年）5月に石原環境大臣が発表した「途上国の“一足飛び”<sup>リープフロッグ</sup>型発展の実現に向けた支援方策」を紹介するとともに、同年5月の日中韓三カ国環境大臣会合で合意された、アジアにおける大気汚染対策のための地域協力強化についても議論を行いました。

##### c 北東アジア環境協力プログラム（NEASPEC）

北東アジア地域環境協力プログラム第18回高級実務者会合（NEASPEC SOM18）が2013年（平成25年）11月にモンゴルのウランバートルで開催され、「国境地域の自然保全」、「越境大気汚染」や「グリーン開発」等をテーマとして議論を行いました。

#### d その他の取組

2013年（平成25年）6月に、ベトナム・ハノイにおいて「第22回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」を開催し、アジア太平洋地域（13か国）及び国際機関等（14機関）から49名の緩和・適応分野における測定・報告・検証（MRV）、適応分野におけるモニタリング・評価（Monitoring and Evaluation: M&E）の担当官や専門家、気候変動交渉等に係る行政官が参加し、同地域における緩和分野のMRVと適応分野のM&Eについて議論を行いました。

#### (カ) クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブの理念のもと、さまざまな環境協力を戦略的に展開しています。

#### a アジアEST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラム

2013年（平成25年）4月にインドネシア・バリにおいて第7回アジアEST地域フォーラムを開催し、アジア地域23か国等から参加した代表と、ESTに関する政策、先進事例等の共有を図りました。また、第5回会合において示された「バンコク宣言2020」を補完するものとして「バリ宣言」が採択されました。

#### b 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

2013年（平成25年）12月に、タイのチョンブリにおいて第15回政府間会合が開催され、EANETの対象範囲の拡大を含む将来発展に関する検討が行われました。

#### c アジア水環境パートナーシップ（WEPA：Water Environment Partnership in Asia）

2014年（平成26年）1月に日本において第9回年次会合及び公開セミナーを開催し、各国の産業排水管理や生活排水対策に関する現状と課題に関する情報共有・意見交換を行いました。

#### d アジア水環境改善モデル事業

我が国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、2011年度（平成23年度）よりアジア水環境改善モデル事業を実施しています。平成25年度は、対象を大洋州に拡大し、過年度に実施可能性調査を実施した3件（インドネシア、中国、ベトナム）の現地実証試験を実施したほか、新たに公募により選定された民間事業者が、ソロモン諸島（環境配慮型トイレ普及事業）やベトナム（染色産業排水処理事業）の実施可能性調査を実施しました。

#### e アジア・コベネフィット・パートナーシップ

2010年（平成22年）11月に創設された「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」において、アジアの途上国における環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に効率的に推進するための方策検討に積極的に参画するとともに、専用ウェブサイトを活用し、コベネフィット・アプローチの普及啓発に取り組みました。

#### f アジア諸国における石綿対策技術支援

2014年（平成26年）3月にラオスに行政・技術専門家を派遣し、石綿対策に関する情報の提供を行いました。

#### g 日本モデル環境対策技術等の国際展開

日本の環境対策・環境測定技術を、規制・制度・人材などとパッケージにしてアジア諸国へ普及・展開することを目的として、中国、ベトナム及びインドネシアにおいて、環境対策技術等に関する共同政策研究、

ワークショップ等の協力事業を実施しました。また、こうした協力事業の成果をアジア諸国において共有する取組、アジア諸国で必要とされている環境対策技術等の情報を国内事業者に提供する取組を実施しました。

## イ 二国間の枠組みによる連携

### (ア) 中国

日中環境保護協力協定に基づき、これまでに10回の日中環境保護合同委員会を開催し、日中それぞれの環境政策及び廃棄物、大気汚染、生物多様性、気候変動対応等における環境協力の推進について、幅広く意見交換を行っています。

大気分野については、2007年（平成19年）12月に、両国の環境大臣間での合意により開始した、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減の双方に資するコベネフィット協力について、2011年（平成23年）4月には、協力の第2フェーズに係る覚書に合意し、中国第12次五ヶ年計画の大気汚染物質削減目標に資する協力を進めました。さらに、中国での窒素酸化物の総量削減に資するため、2009年度（平成21年度）から窒素酸化物削減手法や評価に関する共同研究を実施しており、2011年度（23年度）からは湖北省武漢市を対象として、NO<sub>x</sub>削減対策技術を導入するモデル事業を開始しています。

水分野については、2011年（平成23年）4月に両国環境大臣間で締結された覚書に基づき、農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業を実施しており、山東省威海市及び四川省徳陽市のモデル施設が完成したほか、浙江省嘉興市においても新たに事業に着手しました。

### (イ) インドネシア

2007年（平成19年）12月に両国の環境大臣間で締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき協力を実施してきたところですが、2011年（平成23年）9月に協力の第2フェーズに係る文書に署名し、農産業分野を対象とした協力を進めるための調査研究、また実証事業を行いました。

また、同年11月25日、日本国政府とインドネシア政府との間で両国間の気候変動分野における具体的な協力とさらなる対話の促進が重要との認識の下、森林保全、JCM、測定・報告・検証（MRV）の強化、低炭素成長の実現等における協力を謳った二国間協力文書が合意され、両国の間で具体的な施策に関する協議を進めました。その後、2013年（平成25年）8月26日には、JCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始することとなりました。

さらに、2012年（平成24年）12月には、包括的な環境協力のさらなる強化のため、両国大臣が「日本国環境省とインドネシア共和国環境省の間の環境協力に関する協力覚書」に署名しました。2014年（平成26年）2月には、本覚書に基づき、第1回日本・インドネシア共和国環境政策対話を開催し、二国間環境協力を一層推進することに合意しました。

### (ウ) インド

2014年（平成26年）1月、安倍総理とシン首相との首脳会談が行われ、共同声明「日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化」において、JCMに関する協議を継続することを共有しました。

### (エ) ベトナム

我が国が有する知見を活用し環境保護法改正を支援するため、環境法の専門家派遣等を実施しています。

2013年（平成25年）7月2日、日本国政府とベトナム政府との間でJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始することとなりました。

また、同年12月に日本国環境省とベトナム社会主義共和国天然資源環境省の間の環境協力に関する協力覚書が署名されました。今後は、本覚書に基づき、気候変動、水質汚濁、大気汚染等の分野において、両国間の環境協力を深化させることとしています。

### (オ) モンゴル

2012年（平成24年）12月6日、両国の環境大臣が「環境協力・気候変動・二国間クレジット制度に関する共同声明」に署名しました。その後、2013年（平成25年）1月8日には、他国に先駆けてJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始することとなりました。

2013年（平成25年）7月29日、モンゴル・ウランバートルで第8回日本・モンゴル環境政策対話が開催され、気候変動、大気汚染及びエコツーリズムに関する協力をはじめとする両国の環境協力を一層推進することが合意されました。

### (カ) 韓国

日韓環境保護協力協定に基づき2013年（平成25年）12月18日、韓国・ソウルで第16回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、気候変動への対応、生物多様性の保全、域内の大気・海洋汚染に関する共同対応、海洋ごみ削減の協力などについて意見交換を行いました。

## ウ 環境と貿易

我が国は、2013年（平成25年）7月に環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の交渉に正式に参加しました。「環境」分野では、貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないことなどについて議論を行いました。また、欧州連合（EU）、カナダ、コロンビア等との経済連携協定（EPA）、中国・韓国との自由貿易協定（FTA）等の多国間の枠組みにおいて、適切かつ戦略的な環境配慮の確保に努めました。

## エ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、英語版広報誌の刊行、「Japan Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and the Biodiversity 2013」（英語版環境・循環型社会・生物多様性白書）等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

### (2) 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「地球的規模の問題への取組」の中で「重点課題」として位置付けられています。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。平成24年においては、環境分野の国際協力として6,648万800万ドルの支援を行いました。

## ア 技術協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、我が国の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成や、課題解決能力の向上といった環境分野における技術協力を行っています。具体的には、研修員の受入れ、専門家の派遣（ベトナム・インドネシア等）、また、それらと機材供与を組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とした協力

(開発計画調査型技術協力) などを行っています。

## イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策など）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において実施されています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

## ウ 有償資金協力

有償資金協力（円借款・海外投融資）は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対しても、JICAを通じて、積極的に円借款・海外投融資を供与しています。

## エ 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、我が国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になってきています。

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。我が国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しました。

また、気候変動に係る長期資金を支援するための緑の気候基金（GCF）理事会における基金設計の議論に積極的に貢献しています。

## 2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

### (1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モニタリングシステム（GEMS）、世界気象機関（WMO）における全球大気監視（GAW）計画、WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）合同海洋・海上気象専門委員会（JCOMM）の活動、全球気候観測システム（GCOS）、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合（GEO）において、2008年（平成20年）11月まで執行委員会国を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に積極的に参加しました。GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（GSNMC）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地域気候センター（RCC）を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やWEBベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関を対象にした研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、超長基線電波干渉法（VLBI）やGPSを用いた国際観測に参画するとともに、験潮、絶対重力観測等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

さらに、東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して環境モニタリングを実施しました。

## (2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

低炭素社会の実現に向けた研究を促進するための世界の研究機関で構成されるネットワークである「低炭素社会国際研究ネットワーク」（LCS-RNet）、及びアジア太平洋地域の研究機関で構成される「低炭素アジア研究ネットワーク」（LoCARNet）では、2013年（平成25年）7月に日本（横浜）において、それぞれ第5回年次会合、第2回年次会合が開催されました。それぞれの年次会合では、低炭素成長に関する優良事例や経験、知識の共有を一層進めるべきであること、またそのために能力構築が重要であることなどの認識が共有されました。

また、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援し、アジア太平洋地域の気候変動適応に関する政策立案者及び決定者・実施者に対する能力強化等の活動の強化を推進しました。さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。神戸市のAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。特に気候変動緩和分野では、上記LoCARNetと、適応分野ではAPANとの連携を推進しました。

また、国連や各国と連携して地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を主導しました。本プロジェクトには167か国・16地域が参加しており、110か国・8地域分のデータが公開されています（平成26年3月31日現在）。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの環境影響評価を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル（AIMモデル）を用いて、アジア各国（中国、インド等）において各国が自ら現状の政策を踏まえた将来の社会環境変化を予測するためのシナリオを構築する能力開発を協力して行いました。

## 3 民間団体等による活動の推進

経済成長著しいアジアで活動を展開しようとする我が国企業が、優れた環境技術・サービスの積極的な海外展開を通じた国際協力を推進することを目的とし、アジアの低炭素発展に向けた企業向け情報提供サイトや、国際環境協力に関する企業の先進事例を紹介したウェブサイトなどを開設しています。

「アジア低炭素発展に向けた情報提供サイト」 <http://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/index.html>

「環境CSR推進のための国際情報サイト」 <http://www.env.go.jp/earth/coop/eco-csrjapan/index.html>

## 第5節 地域づくり・人づくりの推進

### 1 地域における環境保全の現状

#### (1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止等の環境対策、除染の推進、国立公園保護管理等の自然環境の保全整備、希少種保護や外来種防除等の野生生物の保護管理について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

#### (2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、学校教育用副読本、ポスター等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援等が行われました。

### 2 持続可能な地域づくりに関する取組

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、地域主導のローカルなネットワーク構築が危機管理・地域活性化の両面からも有効との見方が拡大しています。また、今後、地域において人口減少や高齢化が見込まれる中で、持続可能な地域づくりを速やかに進めることが必要となっています。さらに、2050年（平成62年）における温室効果ガス80%削減や、気候変動による影響などへの適応策、資源ひっ迫への対処を適切に実施するためには、地域特性に応じた各地域における低炭素化や地域循環圏の構築、生物多様性の確保への取組等が不可欠です。

災害に強く低炭素な地域づくりを支援するため、平成25年度には、地域の主導する防災拠点への自立・分散型エネルギー導入を支援するモデル事業や基金拡充等を行いました。また、金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投資を促進する基金を造成しました。

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという「地域循環圏」の形成を促進するため、地方公共団体等向けのガイドラインを取りまとめました。本ガイドラインでは、地域循環圏の概念・類型パターン、基本構想の策定から地域循環圏形成までの流れ、地域循環圏の形成事例などについて、基本的な考え方を整理しました。

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

里地里山に生息・生育する野生生物に着目した地域活性化に資する自然資源の利活用方策について、参考となる野生生物の活用事例を紹介するとともに、野生生物に着目した地域づくりに取り組む上での考え方や手順について取りまとめ、普及を図りました。

### 3 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第17条に基づき、都道府県知事が、現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要がある地域について作成することができる地域計画です。

都道府県知事は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第

70号。以下「公害財特法」という。)に基づく国の財政上の特別措置を受けようとする場合には、公害防止計画のうち公害防止対策事業等に係る部分(公害防止対策事業計画)について環境大臣の同意を求めることができます。

環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画は、21地域で策定されており、当該計画を推進するため、公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講ずるとともに、公害防止対策事業等の進捗状況等について調査を行いました。

## 4 環境教育・環境学習の推進

平成23年6月に改正された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)(平成24年10月施行)及び同法に基づく基本方針(平成24年6月閣議決定)に基づいた人材認定等事業の登録を始めとする各種制度の運用を行うとともに、運用状況についてインターネットによる情報提供を行いました。また、関係府省が連携して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であることから、環境教育・環境学習に関する各種施策を実施しました。

## 5 環境保全活動の促進

### (1) 民間団体等による環境保全活動の促進

#### ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

ECO学習ライブラリーにより、地域や各主体ごとに活用できるさまざまなコンテンツ情報を提供しました。また環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体による環境保全活動等を促進しました。

また、独立行政法人 環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、24年度の助成については、420件の助成要望に対し、190件、総額約6.5億円の助成決定が行われました。

さらに、森林ボランティアをはじめとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

#### イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学やNPO等との協働により運営している「地球環境パートナーシッププラザ」(GEOC)において、パートナーシップへの理解と認識を深めるためのセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。さらに、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック(8か所)に設置しています。今年度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で実施しました。

### (2) ライフスタイルの変革に向けた取組

平成22年度から「マイボトル・マイカップキャンペーン」を新たに展開しています。これは、オフィ

ス・大学・外出先等で自分の水筒、タンブラー、カップなどの飲料容器（マイボトル・マイカップ）を使う取組を促進することで、使い捨ての飲料容器を削減し、ごみ、環境負荷を減らす取組です。また、新宿区主催で平成25年10月に行われたイベントでブース出展を行い、マイボトル持参者へのお茶の提供やボトルの展示を実施しました。これらの取組や、マイボトルを使える身近な店及びオフィスでの先進的な取組等はウェブサイトを通じて、全国に情報発信を行っています。

## 6 「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17～26年）の推進のため、平成18年3月に決定した我が国における実施計画（平成23年6月改訂）に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における取組支援及びその成果の全国への普及を行いました。

また、2014年（平成26年）11月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市において開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向けて、ESDの視点を踏まえた環境教育プログラムの作成・実証を通じた持続可能な地域づくりを担う人材の育成を日本全国で実施しました。さらに、国内におけるESD活動や支援事業の情報を発信し、活動の実践者と支援者との連携を促すことを目的に、国内で実践されているさまざまなESD活動をデータベース化し、ESD活動の「見える化」「つながる化」を図る登録制度（+ESDプロジェクト）の普及拡大を行うとともに、企業やNPO等が行うESD活動を子供達が目線で発表する「ESD KIDS FES!!!」を開催しました。

このほか、東日本大震災の経験等からの新たな環境教育や環境保全活動の取組を基に作成したESD環境教育プログラムを東北地方で実践するため「東北地方ESDプログラムチャレンジプロジェクト」を展開しました。

また、産学官民が連携して環境人材育成を行うことを目的とした「環境人材育成コンソーシアム」や、国連大学が実施している「アジア環境大学院ネットワーク」（ProSPER.Net）との連携により、環境人材の育成を推進しました。

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を実践する学校）を推進拠点と位置付け、ESDを推進しました。また、ユネスコスクール加盟校数の増加を図るとともに、その質を確保するため、ユネスコスクールガイドラインを策定しました。



### コラム

#### アジア地域における環境人材の育成と交流の推進 ～アジア環境大学院ネットワーク～

持続可能な社会を実現していくためには、そのような社会の構築を担う環境人材の育成が必要です。国連ESDの10年を踏まえ、平成19年に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、「環境人材育成イニシアティブ」をアジアで展開することとされました。

その一環として、我が国では、アジア各国の現場で活躍できる環境人材を育成するため、アジア太平洋地域の大学のネットワーク化を推進しています。環境省は、国連大学サステナビリティ高等研究所と連携し、大学院レベルでの教育・研究に持続可能性の教育を統合することを目指す「アジア環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）」を平成20年に設立しました。このネットワークにより、[1] 教材・プログラム等の共有、[2] アジアの知見を活用した共同プログラムの開発・実施、[3] 学生・教官の人的交流、[4] アジアの環境人材のネットワークの構築などの活動を展開しています。平成26年3月現在、アジア太平洋地域の30の高等教育機関（国内13機関）が参加しており、今後もネットワークを拡大していく予定です。

## 7 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成25年度においては、行政研修17コース（19回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修16コース（22回）及び職員研修8コース（8回）の合計41コース（49回）を実施しました。また、国際協力の一環として、JICA集団研修「水環境モニタリング」をはじめ、各種研修員の受入れを行いました。25年度の研修修了者は、1,840名（前年度1,836名）となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,551名、分析研修が289名でした。その他、JICA集団研修「水環境モニタリング」の修了者が11名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が13.3%、地方公共団体が84.6%、特殊法人等が2.1%となっています。

### 第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

#### 1 環境情報の体系的な整備と提供

##### (1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページをはじめとする情報提供サイトにおいて、提供情報の分かりやすさと利便性の向上のためのウェブコンテンツJISへの対応、外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会・生物多様性白書（以下、「白書」という。）」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」、小学生向けの概要版「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国8か所で「白書を読む会」を開催し、白書の内容を広く普及することに努めました。また、海外への情報発信の一環として、白書の英訳版を各国の駐日大使館に配布しました。そのほか、白書の表紙絵を描くことを通じて環境問題への関心を喚起するため、「環境白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を最新のデータに更新しました。

「環境情報戦略」に基づき、我が国の環境政策に関するポータルサイトの充実を図りました。

地理情報システム（GIS）を用いた「環境GIS」による環境の状況等の情報や環境研究・環境技術など環境に関する情報の整備を図り、「環境展望台」において提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

自然環境保全基礎調査や「モニタリングサイト1000」等の成果に係る情報を整備し、「生物多様性情報システム」において提供しました。また、「いきものログ」の運用を開始し、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。さらに、「インターネット自然研究所」においては、国立公園のライブ映像をはじめとした、自然環境保全に関する各種情報の提供を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

## (2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境教育等促進法が本格施行されたことから、環境教育の各種教材や同法に基づく各種認定の状況等を「環境教育・環境学習・環境保全活動のホームページ」において発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ (<http://www.geoc.jp/>) やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」 (<http://www.geoc.jp/rashinban/>) により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

## 2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

## 第7節 環境影響評価等

### 1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法第19条では、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定されており、上位の計画や政策段階の戦略的環境アセスメントについて我が国での導入に向けた検討を行いました。

### 2 環境影響評価の実施

#### (1) 環境影響評価法に基づく環境影響審査の実施

環境影響評価法(平成9年法律第81号)は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。同法に基づき、平成26年3月末までに計321件の事業について手続が実施されました。そのうち、25年度においては、新たに13件の手続を開始、また、10件が手続完了し、環境配慮の徹底が図られました(表6-7-1)。

環境影響評価の信頼性の確保や評価技術の質の向上に資することを目的として、調査・予測等に係る技術手法の開発を推進するとともに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の情

報等を集積し、インターネット等を活用して国民や地方公共団体等への情報支援を行いました。

表6-7-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

▼環境影響評価法の施行状況 <sup>注1</sup>									
(平成26年3月31日現在)									
	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立、干拓	面整備	合計
手続実施	79 (21)	8 (0)	18 (4)	10 (0)	169 (85)	6 (1)	17 (3)	21 (9)	321 (122)
手続中	11 (0)	1 (0)	4 (1)	1 (0)	99 (63)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	122 (64)
手続完了	59 (20)	6 (0)	12 (3)	8 (0)	55 (16) <sup>注5</sup>	4 (1)	12 (2) <sup>注5</sup>	14 (7)	165 (48)
手続中止	9 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	15 (6)	0 (0)	2 (1)	5 (2)	34 (10)
環境大臣意見・助言	61 (21)	7 (0)	13 (3)	8 (0)	68 (24)	0 (0)	5 (0)	15 (8)	174 (56)
配慮書 <sup>注2</sup>	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	7 (0)
スコーピング <sup>注3</sup>	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
評価書 <sup>注4</sup>	61 (21)	7 (0)	12 (3)	8 (0)	64 (24) <sup>注6</sup>	0 (0)	4 (0)	14 (8)	167 (56)
報告書 <sup>注2</sup>	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(第2種事業を含む)

- 注1：括弧内は途中から法に基づく手続に乗り換えた事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。  
 2：平成25年4月1日より、計画段階環境配慮書手続、環境保全措置等の結果の報告・公表手続が追加された。  
 3：平成24年4月1日より、主務大臣が事業者の申出により環境影響評価の項目等の選定（スコーピング）に当たって技術的な助言を述べる場合に、環境大臣の意見を聴くこととなった。  
 4：特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは事業所管省庁が国の機関である場合等に限られていたが、平成24年4月1日より、地方公共団体等の長の求めにより助言を述べる事ができる。発電所事業においては、準備書に対して意見を述べる。  
 5：環境影響評価法第4条第3項第2項に基づく通知が終了した事業（スクリーニングの結果、環境影響評価手続不要と判定された事業）6件を含む。  
 6：他に、風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（経済産業省資源エネルギー庁、平成24年6月6日）に基づく環境省の意見を提出した事業が12件ある。  
 資料：環境省

## (2) 環境影響評価の迅速化に関する取組

火力発電所のリプレースや風力・地熱発電所の設置の事業に係る環境影響評価手続について、従来3～4年程度要していた期間を、火力発電所のリプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所の設置についてはおおむね半減させることを目指すこととしています。

火力発電所のリプレースについては、これまで、対象となる3事案について、運用上の取組により準備書で90日程度確保されている国の審査期間を3週間程度まで短縮することを実現しました。

また、地方ブロックごとに環境影響評価担当者会議を開催し、地方公共団体における審査会の開催方法や審査スケジュールなどの工夫による審査期間の短縮について情報交換を行いました。

なお、風力・地熱発電所については、質の高い環境影響評価を効率的に実施できるよう、風況等から判断し風力発電等の適地と考えられる地域の環境情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）や環境影響評価に関連する技術情報の収集・整理を行い、これらの情報を「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」として公開しました。

## (3) 環境影響評価法における放射性物質に係る対応について

環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置付けるため、平成24年通常国会において成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法について、放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除されました。環境基本法の改正を受け、環境影響評価法等個別環境法で規定されている放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除する「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が第183回通常国会で成立しました（平成25年法律第60号）。

これにより、環境影響評価法が改正され、放射性物質による環境の汚染を防止するため、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなりました（平成27年6月1日施行）。現在、本改正を踏まえ、基本的事項の検討を行っているところです。

#### (4) 東日本大震災からの復旧・復興に係る施策等について

##### ア 災害復旧のための発電設備の設置に係る環境影響評価法の適用除外について

環境影響評価法第52条第2項に基づき、同法の適用除外とされた災害復旧のための発電設備の設置事業の実施については、これらの事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境保全について適切な配慮が行われるよう、当該事業による環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行うこと等について、事業者の取組状況のフォローアップを行い、法の趣旨に則った可能な限りの措置がなされていることを確認しました。

##### イ 適用除外の対象となる土地区画整理事業における環境への配慮

環境影響評価法第52条第2項に基づき、同法の適用除外とされた被災市街地復興推進地域における土地区画整理の実施については、これらの事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境保全について適切な配慮が行われるよう、同法の趣旨をかんがみた自主的な環境保全に係る措置が講じられていることを確認しました。

##### ウ 復興特区における特定環境影響評価手続

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき策定される復興整備計画に位置付けられる復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる土地区画整理事業並びに鉄道・軌道の建設及び改良事業については、簡易な手法・手続による環境影響評価（特定環境影響評価）をもって環境影響評価法の手続に替える特例規定を適用することにより、手続の迅速化を図りつつ、地方公共団体等の意見を反映した適切な環境配慮が確保されるよう措置を講じました。平成25年度は、1件の特定環境影響評価が実施され、「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立が図られました。

## 第8節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

### 1 健康被害の救済及び予防

#### (1) 公害健康被害の補償・予防等

##### ア 大気汚染系疾病

###### (ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜん息を始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年（昭和48年）、「公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）」に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

平成24年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定の更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家

庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成25年12月末現在の被認定者数は3万7,637人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません（表6-8-1）。

表6-8-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成25年12月末現在)

区分	地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧第一種地域 慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 及び肺気しゅ 並びに これらの続発症	千葉県 南部臨海 地域	千葉県	49.11.30	261	
	東京都 千代田区 全域	千代田区	49.11.30	126	
	東京都 中央区 //	中央区	50.12.19	206	
	東京都 港区 //	港区	49.11.30	348	
	東京都 新宿区 //	新宿区	//	958	
	東京都 文京区 //	文京区	//	408	
	東京都 台東区 //	台東区	50.12.19	392	
	東京都 品川区 //	品川区	49.11.30	755	
	東京都 大田区 //	大田区	//	1,622	
	東京都 目黒区 //	目黒区	50.12.19	480	
	東京都 渋谷区 //	渋谷区	49.11.30	459	
	東京都 豊島区 //	豊島区	50.12.19	594	
	東京都 北区 //	北区	//	871	
	東京都 板橋区 //	板橋区	//	1,497	
	東京都 墨田区 //	墨田区	//	569	
	東京都 江東区 //	江東区	49.11.30	1,207	
	東京都 荒川区 //	荒川区	50.12.19	635	
	東京都 足立区 //	足立区	//	1,536	
	東京都 葛飾区 //	葛飾区	//	1,002	
	東京都 江戸川区 //	江戸川区	//	1,431	
	東京都計				15,096
	第一種地域 特異的疾患	横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	418
		川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	1,470
		富士市 中部地域	富士市	47.2.1	411
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	49.11.30	
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	52.1.13	
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	48.2.1	2,068
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	50.12.19	
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	53.6.2	
		愛知県 北部・中部地域	愛知県	48.2.1	352
		四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	44.12.27	414
		四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	49.11.30	
		大阪市 全域	大阪市	44.12.27	6,522
大阪市 全域		大阪市	49.11.30		
大阪市 全域		大阪市	50.12.19		
豊中市 南部地域		豊中市	48.2.1	188	
吹田市 南部地域		吹田市	49.11.30	198	
守口市 全域		守口市	52.1.13	1,157	
東大阪市 中西部地域		東大阪市	53.6.2	1,244	
八尾市 中西部地域		八尾市	//	710	
堺市 西部地域		堺市	48.8.1	1,526	
堺市 西部地域	堺市	52.1.13			
神戸市 臨海地域	神戸市	//	690		
尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	45.12.1	1,974		
尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	49.11.30			
倉敷市 水島地域	倉敷市	50.12.19	1,202		
岡山県 南部臨海地域	岡山県	//	30		
備前市 片上湾周辺地域	備前市	//	43		
北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	48.2.1	872		
大牟田市 中部地域	大牟田市	48.8.1	791		
計				37,637	
第一種地域 特異的疾患	水俣病 阿賀野川 下流地域	新潟県	44.12.27	74	
	// // //	新潟市	//	111	
	// // //	鹿兒島県	//	126	
	// // //	熊本県	//	322	
	イタイイタイ病 神通川 下流地域	富山県	//	3	
	慢性砒素中毒症 島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	3	
	// 宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	47	
計				686	
合計				38,323	

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。  
資料：環境省

## (イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施、及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜん息キャンプ、水泳教室等の機能訓練等を推進しました。

## イ 水俣病

### (ア) 水俣病被害の救済

#### a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に公式に確認されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公健法に基づき行われており、平成26年3月末までの被認定者数は、2,978人（熊本県1,785人、鹿児島県491人、新潟県702人）で、このうち生存者は、624人（熊本県315人、鹿児島県126人、新潟県183人）となっています。

#### b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策医療事業（水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する事業）による対応が行われる一方で、公健法の認定申請を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、国及び関係県は、医療事業の申請受付の再開（受付期間：平成8年1月～同年7月）等の施策を実施しました。原因企業から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）の交付の対象となった者1万1,152人、医療手帳の対象とならない者であって、一定の神経症状を有する者1,222人に対して、保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました（表6-8-2）。

表6-8-2 水俣病関連年表

昭和31年	5月	水俣病公式確認
昭和34年	3月	水質二法施行
昭和42年	6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
昭和43年	9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
昭和44年	6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））
昭和44年	12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行
昭和48年	7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結（昭和電工と患者団体の間は同年6月）
昭和49年	9月	「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」施行
平成3年	11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成7年	9月	与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定
	12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成8年	5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）
平成16年	10月	水俣病関西訴訟最高裁判決（国・熊本県の敗訴が確定）
平成17年	4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
平成18年	5月	水俣病公式確認50年
平成21年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
平成22年	4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
平成24年	2月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付の時期を7月末と決定
平成24年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了
平成25年	4月	水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判決（1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高裁判決を破棄差し戻し）
平成25年	10月	水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催

資料：環境省

### c 関西訴訟最高裁判決等を受けた各施策の推進

そのため政府は、平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、平成17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行うこととしました。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開（受付期間：～平成22年7月）しました。
- [2] 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者をはじめとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

#### (イ) 水俣病対策をめぐる現状

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、最大で8,282人（保健手帳の交付による取り下げ等を除く）の公健法の認定申請が行われ、また、2万8,364人に新たに保健手帳（平成22年7月申請受付終了）が交付されています。さらに、新たに国賠訴訟が6件提起されました。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）」が成立し、公布・施行されました。その後、平成22年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）を閣議決定しました。この「救済措置の方針」に基づき、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性の感覚障害を有すると認められる方に対して、関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対しても、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

同年5月1日、救済措置の方針に基づく給付申請の受付を開始し、平成22年10月には水俣病被害者救済特措法に基づく一時金の支給を開始し、平成24年7月で申請受付を終了しました。

平成24年7月末までの救済措置申請者数は6万5,151人（熊本県4万2,961人、鹿児島県2万82人、新潟県2,108人）となっています。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、同法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、同法に基づき、チッソ株式会社を平成22年7月に特定事業者に指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続きが進められ、平成23年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

また、公健法に基づく認定申請を棄却された方がその棄却処分の取り消しを求めた訴訟2件について、平成25年4月16日に最高裁判決が下されました。このうち1件は、認定申請棄却を取り消して、認定を義務付けるもので、もう1件は、高裁に差し戻すというものでした（その後、2件とも判決後に熊本県知事が認定）。この判決を受けて、環境省では、最高裁が認定の検討に当たって重要であると指摘した総合的な検討について、どのように総合的検討を行うかを具体化する作業を行い、その結論を平成26年3月7日付で熊本県・鹿児島県・新潟県の知事及び新潟市長に対し通知しました。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、水俣病問題の解決に向けて、高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など、みなさんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化などの医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習などを通じて地域の絆を修復する再生・融和（「もやい直し」と呼ばれています）、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興にも取り組んでいます。

#### （ウ）普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。



### コラム 水俣のいま

水俣市は、水俣病という世界でも類例のない悲惨な公害を二度と繰り返さないために、その経験と教訓を活かし、未曾有の公害という負の遺産をプラスの資産に価値転換すべく、平成4年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、日本で先駆けて家庭から排出されるごみを市民自らが20種類（現在24種類）に細分化する徹底した分別収集によるリデュース・リユース・リサイクルの推進や、エコタウンへのリサイクル産業の集積など環境に関するさまざまな取組を行ってきました。また、水俣病の経験と教訓を、国内のみならず国外にも積極的に発信するなどして、地域内外の環境人材育成を図るための拠点となっています。このようなさまざまな取組の積み重ねが評価され、NGOなどによる「環境首都コンテスト」において、水俣市は全国総合第1位を過去4回獲得し、平成23年3月に全国で唯一の「日本の環境首都」の称号を獲得しました。

水俣市は、平成22年度から環境を原動力とした地域の振興をさらに進めていますが、環境省としても、平成24年度から開始された「環境首都水俣創造事業」等を通じて、全力で支援していくこととしています。

さらに、平成25年1月に政府間交渉委員会第5回会合において条文案が合意された「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議が同年10月に熊本市及び水俣市で開催されました。

水銀に関する水俣条約外交会議の様子



写真：水俣市

#### ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化

症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を公表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。平成26年3月末現在の公健法の被認定者数は3人（認定された者の総数196人）です。また、富山県は将来イタイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしていますが、平成26年3月末現在、要観察者は1人となっています。

## 工 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成26年3月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で47人（認定された者の総数191人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

### (2) アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）が平成18年2月10日に成立・公布されました。

その後、医療費等の支給対象期間の拡大や特別遺族弔慰金等の請求期限の延長等を定めた改正石綿救済法が平成20年12月1日より施行されました。

また、平成22年5月6日に提出された中央環境審議会の答申を受け、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を石綿救済法の指定疾病として追加する政令が、平成22年7月1日より施行されました。

さらに、平成23年6月20日には今後の石綿健康被害救済制度の在り方について中央環境審議会からの答申があり、「現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかない」とされました。

平成23年8月30日には、議員立法による改正石綿救済法が施行され、特別遺族弔慰金等の請求期限がさらに10年延長されました。

平成25年6月18日には、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における検討を踏まえ、肺がん等の判定基準の見直し等を行いました。

救済給付に係る申請等については、平成25年度末時点で1万3,254件を受け付け、うち9,471件が認定、2,116件が不認定、1,667件が取り下げ又は審議中とされています。

### (3) 環境保健に関する調査研究

#### ア 環境保健施策基礎調査等

##### (ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため引き続き、全国38地域で3歳児、全国39地域で6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。

その他、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

##### (イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

熱中症対策については、関係省庁が緊密に連携して取り組み、平成25年度から7月を熱中症予防強化月間と定め、普及啓発を集中的に実施しました。環境省としては暑さ指数(WBGT)の情報提供、「熱中症環境保健マニュアル」等の配布、熱中症対策講習会の実施や熱中症予防声かけイベントの実施等による予防・対処法の普及啓発を実施しました。

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。環境省では、スギ・ヒノキの花粉総飛散量、飛散開始時期及び終息時期等の予測を実施しました。さらに、「花粉観測システム(愛称:はなこさん)」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ホームページ上でリアルタイムで公開しています(<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html>)。

黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・検討を行いました。また、「身のまわりの電磁界について」や「紫外線環境保健マニュアル」等を用いてその他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めました。

#### イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究、及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを実施し、その究明に努めました。

#### ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県、北九州市門司区及び佐賀県鳥栖市の7地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした問診、胸部エックス線及びCT検査を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見やばく露状況の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

## 2 放射線被ばく線量の把握と健康管理

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金

を拠出するなど全面的に県を支援しています。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、行動調査に基づく被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っています。この他に、個人線量計やホールボディカウンターによる被ばく線量の測定などを実施しています。

また、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成24年法律第48号）に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」が閣議決定（平成25年10月11日）されました。これを踏まえ、福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方等を検討するための「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置し、被ばく線量把握のあり方等について検討を開始したところです。

さらに、放射線による健康不安に対して適切に対応するため、これまで住民の方との接点が多い保健師や教師など向けの研修会等を進めてきたところですが、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえて、今後は、帰還に伴う放射線の健康影響等に関する不安に応えるため、測定結果の丁寧な説明なども含めた個人線量の把握・管理等を行うこととしています。

### 3 公害紛争処理等

#### (1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）や広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

#### ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成25年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は47件で、これらに前年から繰り越された30件を加えた計77件（責任裁定事件39件、原因裁定事件30件、調停事件8件）が25年中に係属しました。その内訳は、表6-8-3のとおりです。このうち25年中に終結した事件は20件で、残り57件が26年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件」があります。

この事件は、東京都江東区の住民（申請人）が、被申請人（不動産会社）が発注したマンション建設現場を発生源とする騒音、振動、低周波音により、肉体的、精神的苦痛を受けたとして、損害賠償を求めたものです。

公害等調整委員会は、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

## イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成25年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は41件で、これに前年から繰り越された38件を加えた計79件（調停事件78件、義務履行勧告申出事件1件）が25年中に係属しました。このうち25年中に終結した事件は37件で、残り42件が26年に繰り越されました。

表6-8-3 平成25年中に公害等調整委員会に係属した事件

	事 件 名	件数
責任裁定事件	1 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1
	2 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	3 名古屋市中区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	4 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰籍料等責任裁定申請事件	1
	5 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	6 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	7 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	1
	8 江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	2
	9 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	10 品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	1
	11 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	12 福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	13 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	4
	14 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	15 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	1
	16 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	17 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	1
	18 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	19 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	1
	20 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	21 裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	22 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	1
	23 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	24 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	1
	25 練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	1
	26 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	27 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1
	28 土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	2
	29 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	30 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	31 世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	32 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	33 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	34 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
原因裁定事件	1 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1
	2 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	3
	3 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	4 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	5 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	6 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	7 鹿児島県毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	1
	8 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	1
	9 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	10 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	4
	11 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	1
	12 京都府における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	13 千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	14 栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
15 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	4	
16 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	2	
17 七尾市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1	
18 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1	
19 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定申請事件	1	
20 湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	1	
21 高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1	
調停事件	1 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	5
	2 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	2
	3 千葉県における航空機騒音調停申請事件	1

資料：公害等調整委員会

## ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村や弁護士会、法テラスと情報・意見交換

を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換・連絡協議に努めました。

## (2) 公害苦情の処理状況

### ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

### イ 公害苦情の受付状況

平成24年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は8万件で、前年度に比べ51件減少しました（対前年度比0.1%減）。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は5万4,377件で、前年度に比べ76件減少しました（対前年度比0.1%減）。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は2万5,623件で、前年度に比べて25件増加しました（対前年度比0.1%増）。種類別に見ると、廃棄物投棄が1万1,385件（典型7公害以外の苦情件数の44.4%）で、前年度に比べて461件減少（対前年度比3.9%減）、その他（日照不足、通風妨害、夜間照明など）が1万4,238件で、前年度に比べて486件増加しました（対前年度比3.5%増）。

### ウ 公害苦情の処理状況

平成24年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、3万4,797件（70.3%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

### エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

## 4 環境犯罪対策

### (1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しました。平成25年中に検挙した環境犯罪の検挙事件数は5,923事件（24年中は6,503事件）で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙事件数の推移は、表6-8-4のとおりです。

表6-8-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移（平成21年～平成25年）

(単位：事件)

区分	年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数		7,164	7,179	6,503	6,503	5,923
廃棄物処理法		6,128	6,183	5,700	5,655	5,169
水質汚濁防止法		11	5	1	4	2
その他 <sup>(注1)</sup>		1,025	991	802	844	752

注1：その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料：警察庁

## (2) 廃棄物事犯の取締り

平成25年中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反で検挙された5,169事件（24年中は5,655事件）の態様別検挙事件数は、表6-8-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が52.5%（24年中は51.3%）、また、産業廃棄物事犯が17.8%（24年中は17.8%）を占めています。

表6-8-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数（平成25年）

(単位：事件)

区分	態様	不法投棄	委託違反 <sup>(注1)</sup>	無許可処分業 <sup>(注2)</sup>	その他	計
総数		2,712	24	22	2,411	5,169
産業廃棄物		236	23	15	648	922
一般廃棄物		2,476	1	7	1,763	4,247

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2：廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。

資料：警察庁

## (3) 水質汚濁事犯の取締り

平成25年中の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は2事件（24年中は4事件）でした。

## (4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成25年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-8-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の6,973人が最も多く、全体の約80.2%を占め、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（512人）となっています。処理人員は、起訴が4,767人、不起訴が3,719人となっており、起訴率は約56.2%となっています。起訴人員のうち公判請求は241人、略式請求命令は4,526人となっています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-8-7のとおりです。25年中の通常受理人員は8,699人で、前年より456人減少しています。

表6-8-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成25年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,973	4,147	2,673	6,820	60.8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	465	224	250	474	47.3
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	512	141	376	517	27.3
動物の愛護及び管理に関する法律	63	13	39	52	25.0
軽犯罪法（1条14号，27号）	231	64	145	209	30.6
水質汚濁防止法	25	4	17	21	19.0
その他	430	174	219	393	44.3
合計	8,699	4,767	3,719	8,486	56.2

注：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員) × 100による。

資料：法務省

表6-8-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	合計	
平成21年	9,688 (99)	5,598	3,719	9,317	60.1
平成22年	9,518 (98)	5,305	3,903	9,208	57.6
平成23年	8,862 (91)	4,821	3,740	8,561	56.3
平成24年	9,155 (94)	4,936	3,875	8,811	56.0
平成25年	8,699 (90)	4,767	3,719	8,486	56.2

注1：( )内は、平成21年を100とした指数である。

注2：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。

資料：法務省

## 第9節 原子力の安全の確保

### 1 原子力規制委員会の概要

原子力規制委員会は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法（昭和30年法律第186号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成24年9月に設置されました。平成25年4月より、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っています。また、平成26年3月1日には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管されました。

平成26年3月現在の定員は1,025名、平成25年度予算は63,273百万円（補正後）です（なお、内閣府において、別途、原子力防災関連予算33,766百万円（補正後）を計上。ともに復興庁に計上されている東日本大震災復興特別会計を含む）。25年度中に、原子力規制委員会を47回開催し、必要な審議、評価、決定等を行いました。

### 2 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

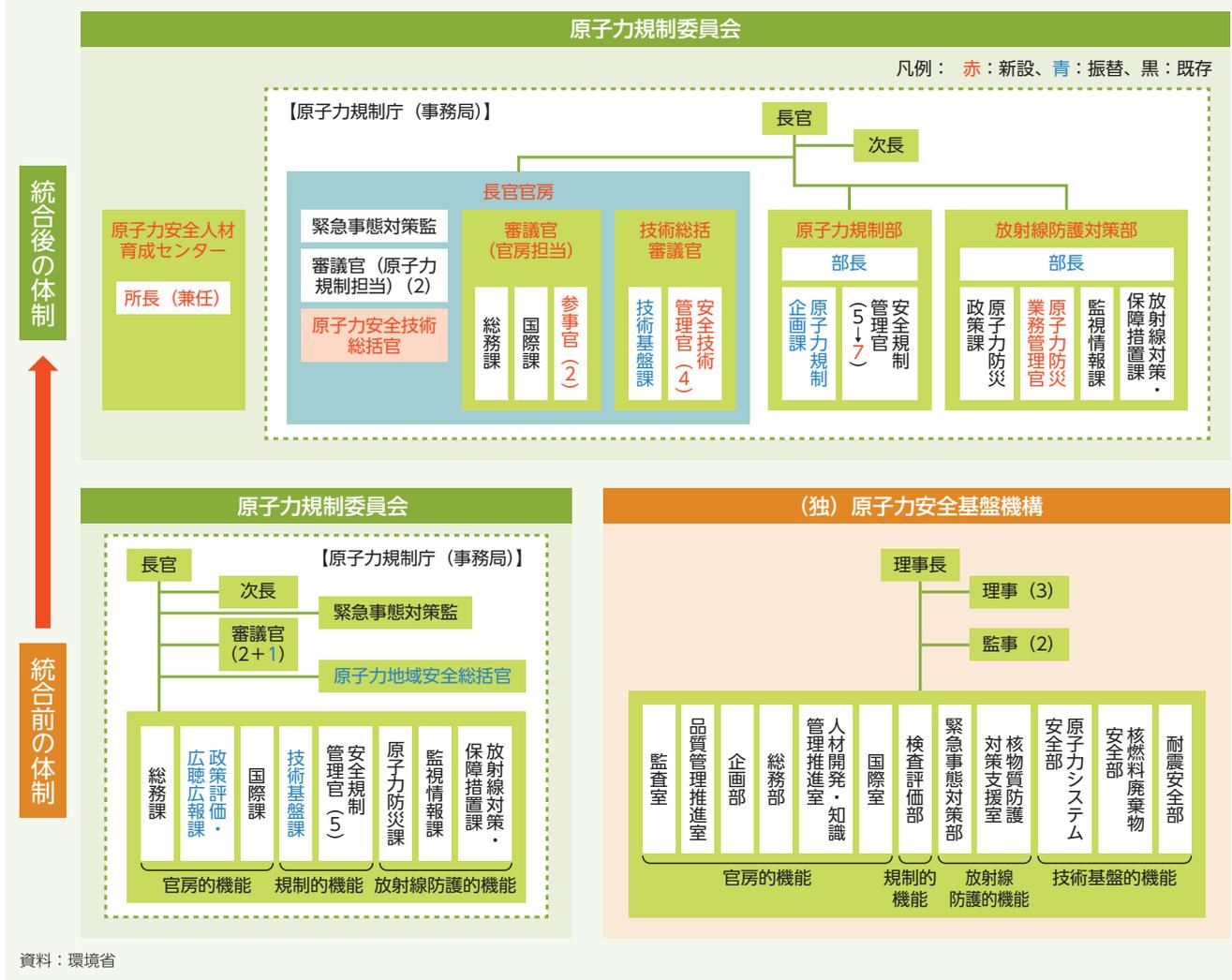
#### (1) 原子力規制委員会の体制強化

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第6条第4項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案が平成25年10月に第185回臨時国会に提出され、11月に成立しました（平成25年法律第82号）。26年3月の同法施行に伴い、原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管されました。

移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を一部含め、原子力規制委員会の定員は、全体で545人から1,025人に増員されました。組織についても、[1] 原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と [2] 旧原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、[3] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、[4] 事故時の住民避難やモニタリング体制の整備を進める「放射線防護対策部」、[5] 原子力規制人材の育成を行う「原子力安全人材育成センター」が設置されることとなり

ました（図6-9-1）。

図6-9-1 原子力規制委員会組織図



## (2) 透明性・中立性の確保、人材育成

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて設置されたとの経緯を踏まえ、国民からの信頼性の向上に向けて、継続的に取り組んでいくことが極めて重要であると認識しています。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として、さまざまな政策課題に取り組んでいます。

例えば、平成25年7月の実用発電用原子炉の新規制基準の策定や、その後の基準への適合性審査においては、多くの有識者を交えて科学的・技術的な観点から精力的な議論及び審査を進めました。

中立性の確保については、平成24年9月に独自に定めた原子力規制委員会委員の在任期間中の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守しました。また、原子力規制委員会及び各種検討会合等のインターネット動画サイトによる生中継、会議の議事、議事録及び資料の公開、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せの概要、被規制者との面談の概要等を原則公開することに加え、行政文書の積極的公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（定例は原子力規制委員会委員長/週1回、原子力規制庁定例）

リーフィング/週2回)等を継続し、意思決定過程の透明性の確保に努めました。

加えて、実効ある規制事務を遂行するためには職員の資質向上を図ることが重要です。原子力規制委員会全体の専門性の向上を着実に実施するため、原子力規制に関する専門研修等に加え、原子力工学の知識の維持・向上のための研修等を実施しました。

### (3) 国際機関及び諸外国との連携・協力

国際社会からの信頼確保や連携・協力及び国際社会への情報発信も重要課題です。原子力規制委員会は、平成25年5月及び9月の国際原子力規制者会議（INRA）の主催をはじめとして、各種会議等における意見交換、原子力規制に係る情報交換に関する海外の原子力規制機関等との二国間取極等文書（米国、英国、フランス、カナダ、ロシア、スウェーデン、スペイン及びフィンランド）の締結及び原子力安全条約の履行に係るレビュー等を通じた国際機関や諸外国との連携の強化に加え、諸外国の原子力規制に係る経験や知見を積極的に取り入れるよう努めました。また、国際原子力機関（IAEA）、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関や海外の原子力規制機関等に、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（英語版）や東京電力福島第一原子力発電所近辺の海域モニタリングの結果等について、積極的に情報発信しました。さらに、IAEAの総合的規制評価サービス（IRRS）を、27年末を目処に受け入れることを表明しました。

## 3 原子力施設等の安全確保に向けた取組

### (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応

平成23年3月11日に深刻な重大事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、政府が総力をあげて対策を実施することとなっています。原子力規制委員会としても、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」等に規制当局として参加し、技術的・専門的な助言を行っています。具体的に、東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設については、原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、24年11月に「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に「措置を講ずべき事項」を示し、当該施設の保安等の措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求め、24年12月に東京電力から実施計画を受領しました。

原子力規制委員会は、「特定原子力施設監視・評価検討会」を設け、「措置を講ずべき事項」に合致しているか等の視点から、現地調査も踏まえながら審査を行い、留意事項を示した上で、平成25年8月に実施計画を認可しました。実施計画を認可した後、これまでに作業の進捗状況に応じ、7件の実施計画の変更を認可しました。また、実施計画の遵守状況の検査として、保安検査を3回、使用前検査を5件、溶接検査を3件実施するなど、東京電力の取組を確認しています。

留意事項のうち、敷地周辺の放射線防護については、平成26年1月時点においても敷地境界における実効線量の低減が達成されず、今後もさらに増大するおそれがある状況を踏まえ、原子力規制委員会は、26年2月に、東京電力に対して、敷地境界における実効線量を段階的に低減させ、遅くとも28年3月末までに、施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値を1ミリシーベルト/年未満とすることなどを指示しました。

護岸付近の地下水から放射性物質が検出されたことに端を発する汚染水問題に対しては、地中/海洋への汚染水の拡散範囲の特定、拡散防止策を検討するための「汚染水対策検討ワーキンググループ」及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関連した海洋モニタリングの現状を踏まえ、そのあり方について検討を行う「海洋モニタリングに関する検討会」を立ち上げ、継続して議論しました。

これまでもリスクの高さを指摘してきた高濃度汚染水が滞留している海水配管トレンチについて、「汚染

水対策検討ワーキンググループ」においてタービン建屋との止水や濃度低減の取組等の対策の進捗を確認しました。

リスクの高さが指摘されてきた4号機使用済燃料プールについては、当初の計画を前倒しして燃料の取り出しが開始され、原子力規制委員会においては、東京電力の作業の進捗を確認しています。取り出し作業の開始にあたって東京電力から提出された実施計画について、時宜に即して審査や検査が行われたとして、IAEAからも良好事例として評価されました。

その他、汚染水の漏えいが続く、東京電力福島第一原子力発電所における現場管理能力が著しく低下しているとの懸念から、原子力規制委員会委員長は、平成25年10月及び26年3月に東京電力代表執行役社長に対し、作業員の環境やサイト内の放射線対策など、環境を整備することや、燃料取り出しを注意して進めること等を求めました。また、原子力規制委員会では、汚染水対策をはじめとする現地の監視体制の強化を図るため、5月までに福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官計2名を増員するなど、東京電力福島第一原子力発電所全体のリスク低減に向け、継続して取り組みました。

平成25年11月には、住民の帰還に当たり、基本的な考え方を提示しました。個人が受ける被ばく線量に着目し、住民の帰還に向けて被ばく線量低減や健康不安対策等、数々の取組や対策を提起しました。

## (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省や福島県等が連携して「総合モニタリング計画」に沿って陸域や海域等のモニタリングを実施し、解析結果を、毎週、公表しています。海域のモニタリングについては、「海洋モニタリングに関する検討会」を立ち上げ、モニタリング強化の検討等を行いました。また、平成25年11月には、IAEAの海洋モニタリングの専門家による視察を受け入れ、原子力規制委員会と日本の関係機関は放射線レベルを監視するための包括的なモニタリングプログラムを策定していること等の評価がなされました。

## (3) 原子炉等規制法に基づく規制基準等の見直し

原子力規制委員会は、発電用原子炉については平成25年7月に、核燃料施設等については12月に、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ既設の施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入等と併せて新たな基準を策定・施行しました。

発電用原子炉については検討チームを立ち上げ、設計基準の強化やシビアアクシデント対策等に関する基準や地震及び津波に対する設計基準等について議論を行いました。その際には、国会事故調査委員会報告書などで、これまでに明らかにされた情報を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定しました。新基準では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波に耐える性能の強化に加え、巨大地震や大津波により、万一過酷事故が発生した場合に対する十分な準備を取り入れています。

核燃料施設等については、取り扱う核燃料物質等の形態や施設の構造が多様であることから、それらの特徴を踏まえて、施設ごとに基準を策定することとし、それぞれの施設に応じた基準等について検討しました。基準の策定に当たっては、IAEAの安全要件等に示された考え方を取り入れたほか、各国の規制基準を参考にしました。

## (4) 適合性審査の実施

原子力規制委員会では、発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準に基づき、適合性審査を開始しました。

発電用原子炉については、現在すべての運転が停止している中で、これまでに8事業者から10原子力発電所（17プラント）について申請が行われている状況にあります。こうした中、原子力規制委員会においては、これまでに申請がなされたものについて、100回の審査会合、8回の現地調査の実施に加え、申請書の記載内容に関して事実確認をするための事務的なヒアリングを順次行い、適合性審査を進めました。

審査においては、設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可に係る申請書について、新規制基準への適合性を確認する作業を進めています。具体的には、基準地震動や基準津波の評価、それらに対する耐震・耐津波設計方針の確認、シビアアクシデント等の発生及び拡大防止に必要な設備、手順、体制、訓練等の確認や有効性評価、内部溢水、内部火災、竜巻に関する影響評価や対策等について確認を行っています。

また、核燃料施設等についても、8施設より申請があり、新規制基準に基づく適合性審査を進めました。加えて、六ふっ化ウランを正圧で扱う燃料加工施設及び中高出力試験研究炉に係る現状確認を進めました。

## (5) 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施しています。平成24年度からの関西電力大飯発電所、日本原子力発電敦賀発電所及び東北電力東通原子力発電所に続き、25年度は日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力美浜発電所及び北陸電力志賀原子力発電所について有識者会合による現地調査と評価を開始し、20回の評価会合等と8回の現地調査等を実施しました。

敦賀発電所については、平成25年5月に原子炉建屋直下を通る破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層」であるとの評価を取りまとめました。その後、事業者から追加調査結果が提出され、評価の見直しの可否について有識者会合で議論を行っています。大飯発電所については、26年2月に安全上重要な施設の直下を通る破砕帯について、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を取りまとめました。

## (6) 全国の原子力施設の検査等の状況

原子力規制委員会では、原子炉サイト近傍に原子力規制事務所（全22か所）を設置し、原子力保安検査官を配置して、日々の保安規定の遵守状況の確認や施設定期検査の立会い等を行っています。

原子力施設の規制への適合性を確認するために、原子炉等規制法（平成25年7月7日までは電気事業法（昭和39年法律第170号））に基づき、商業用の原子力発電所16施設で施設定期検査を実施しています。また、原子炉等規制法に基づき、15施設（試験研究用原子炉施設全4施設、加工施設全6施設、研究開発段階炉〔廃止措置中〕全1施設、実用発電用原子炉〔廃止措置中〕1施設、再処理施設1施設、廃棄物管理施設全2施設）で施設定期検査を実施しました。また、同法に基づき、保安規定遵守状況を確認する検査（保安検査）を、62施設（加工施設全6施設、試験研究用原子炉全6施設、試験研究用原子炉〔廃止措置中〕全8施設、実用発電用原子炉全17施設、実用発電用原子炉〔廃止措置中〕全2施設、研究開発段階炉〔建設中〕全1施設、研究開発段階炉〔廃止措置中〕全1施設、再処理施設全2施設、廃棄物管理施設全2施設、廃棄物埋設施設全2施設、核燃料物質使用施設全15施設）について行いました。

また、原子炉等規制法に基づき報告のあった事故・故障等は6件（特定原子力施設5件、加工施設1件）でした。

## (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、許可使用者等（平成26年3月末現在の事業所数7,751）

について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っています。25年度内に、39件の新規使用許可、426件の許可使用に係る変更許可、204件の立入検査等を行いました。

また、当該法律に基づき報告のあった事故・故障等は4件でした。

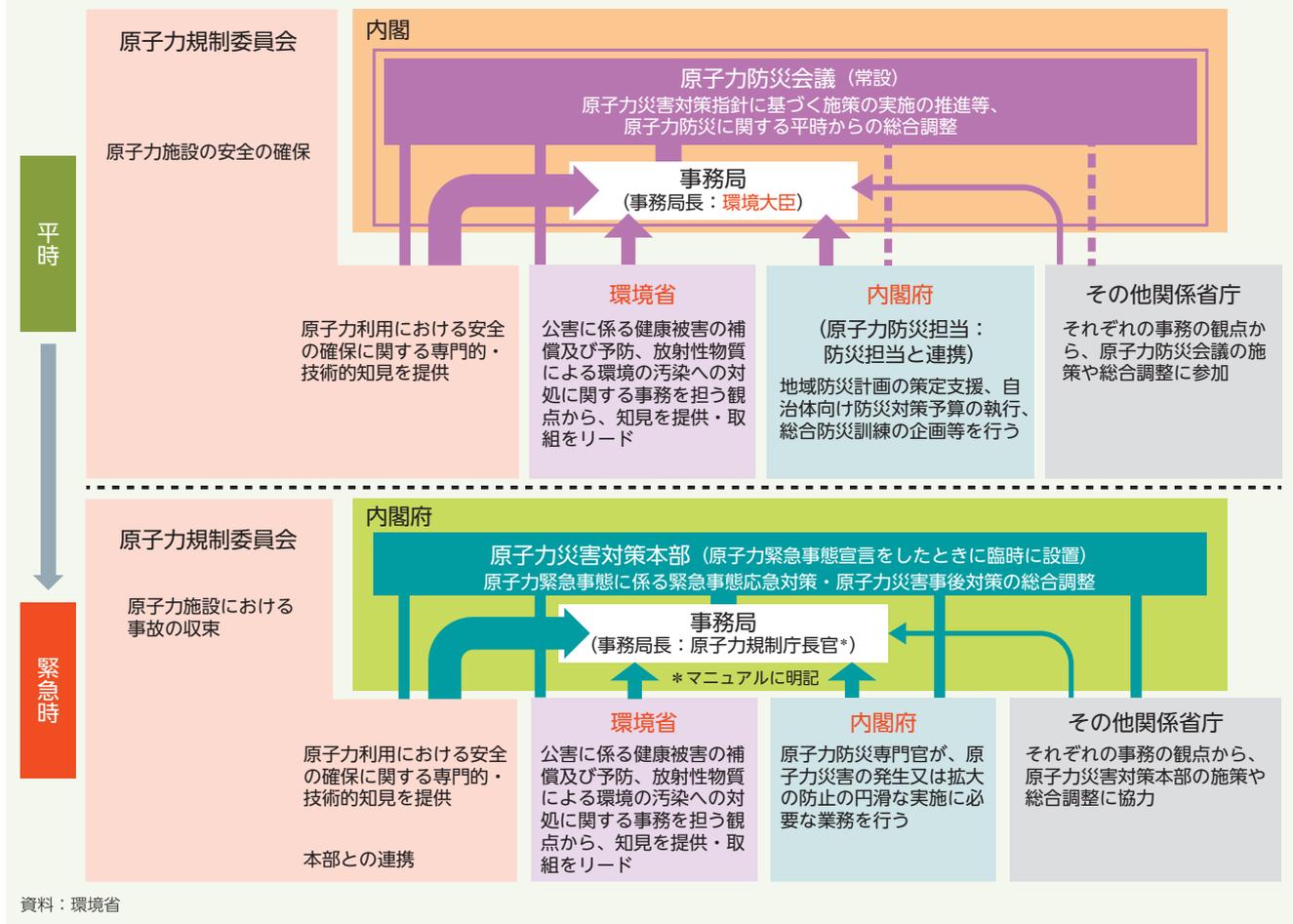
#### 4 危機管理体制の整備のための取組

##### (1) 原子力災害対策の体制整備

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されました（図6-9-2）。政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置され、原子力規制委員会委員長が会議の副議長に位置づけられています。また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」においては、原子力規制委員会委員長がその副本部長に位置付けられ、原子力施設に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担当することとされています。

原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされています。原子力規制委員会においては、平成24年10月に同指針を策定した後も検討を重ね、数次の改定を行いました。25年6月の改定で

図6-9-2 原子力防災体制



は、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配布の方法等について具体化しました。また、9月の改定では、緊急時における防護措置の実施の判断基準となるEAL（緊急時活動レベル）の枠組みについて、新規基準を踏まえたものに改定しました。

これらの指針の改定に示された対応の実行性を高めるため、平成26年1月には、防災基本計画の原子力災害対策編が修正されました。

## (2) 緊急時対応への取組

平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会において、警戒事象（原子力発電所立地市町村における震度5弱以上の地震の発生等）が発生した際に、ERC（緊急時対応センター）の立上げや現地原子力規制事務所長等が緊急時対策所に参集する等の原子力規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」が決定されています。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システムなどが整備されています。

平成25年10月11日及び12日に鹿児島県九州電力株式会社川内原子力発電所を対象として行われた、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会としても参加しました。

また、原子力事業者の防災訓練は原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会にその結果を報告することとなっています。現地の原子力規制事務所に駐在する原子力防災専門官等により訓練を現場で確認するとともに、原子力規制委員会はこの訓練について評価を行うため、原子力事業者訓練報告会を開催し、原子力事業者の訓練についての評価を行いました。

## (3) 環境モニタリング

原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国的环境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査や、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能調査、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を実施しました。この他、米国原子力艦寄港に係る放射能調査を着実に実施しました。

# 5 核セキュリティ及び保障措置に係る取組

## (1) 核セキュリティに係る取組

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、平成25年7月より、核セキュリティに関する検討会において、輸送における核セキュリティ、個人の信頼性確認制度といった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っています。

国際的要請への対応としては、平成26年1月、IAEAに対し国際核セキュリティ諮問サービス（IPPAS）のミッション受入れの正式要請を行いました。

また、平成17年に、IAEAにおいて開催された条約改正案の審議のための会議において採択された核物質防護条約の改正の締結のため、平成26年2月、核物質防護条約の国内担保法である「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出しました。

許認可等については、82件の核物質防護規定の変更の認可、59件の核物質防護規定の遵守状況の検査を行いました。また、平成25年度の核物質防護検査では、独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高

速増殖炉研究開発センターにおいて核物質防護規定遵守義務違反が認められ、11月、同機構に対して文書により嚴重に注意するとともに、再発防止を求めることとしました。

## (2) 保障措置に係る取組

原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認をIAEAから受けるために必要な、[1] 原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量の報告の取りまとめとIAEAへの申告及び、[2] 報告に誤りがないことを確認する保障措置検査を実施しています。2013年（平成25年）7月にIAEAより公表された、「2012年版保障措置声明」においては、我が国は例年と同様に「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされています。